

# 無機性汚泥処理業務委託 仕様書

下水道部 河川・下水道管理課  
道路交通部 道路安全課

この仕様書は、排出事業者 市川市（以下「委託者」という。）と処理業者（以下「受託者」という。）は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の処理業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 無機性汚泥処理業務委託
- 2 業務目的 本業務は、下水道施設、排水路、水質浄化施設及び側溝施設から清掃等の事業活動によって排出される産業廃棄物を、適切に処理することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号  
(納入場所)
- 4 委託期間 令和 8 年 6 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日
- 5 産業廃棄物の種類及び数量  
委託者が処分を委託する産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。
  - (1) 種類 無機性汚泥
  - (2) 予定数量 200m<sup>3</sup> (河川・下水道管理課)、200m<sup>3</sup> (道路安全課)※本委託は、単価契約のため上記数量については目安とし、監督職員との協議によって行った実績作業数量を清算数量とする。
- 6 処分の場所の所在地・方法については契約の際に契約書に明記するものとする。
- 7 業務内容
  - (1)受託者は、委託者が依頼した業者が搬入した産業廃棄物を、処理するものとする。  
受託者は、下水道施設、排水路、水質浄化施設及び側溝施設から収集した別添廃棄物情報（別紙 1）に示す産業廃棄物（無機性汚泥）を多少にかかわらず全量を適切に処理するものとし、最終処分地及び方法についてはマニフェスト等により明らかにすること。  
なお、委託された廃棄物を可能な限り再資源化し、最終処分量の削減に努めること。
  - (2)産業廃棄物の処理の方法
    - ア) 処理に当たっては、飛散流出しないようにすること。
    - イ) 処理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
    - ウ) 処理のための施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措

置を講ずること。

### (3)事業の透明性について

受託者は、「5.産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物について、別紙2に定める事業の透明性に係る情報を業務開始前に委託者に提出すること。ただし、やむを得ない理由により提出できない情報がある場合は、当該情報を提出できない理由を書面等により、委託者へ説明し、承諾を得ること。なお、優良認定を受けている産業廃棄物処理業者の提出は不要とする。

## 8 廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の処理に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) その他取り扱う際に注意すべき事項

## 9 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下「JWNET」という。）を利用して実施するものとする。  
受託者は、JWNETに加入し、加入証の写しを委託者に提出するとともに、自らに係る費用の負担を行わなければならない。
- (2) 委託者は、産業廃棄物の引渡し後3日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、電子マニフェスト登録（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条の5第2項の規定による。）を行い、登録番号を受託者に通知する。
- (3) 受託者は、産業廃棄物の処分終了後3日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる処分終了報告（法第12条の5第3項の規定による。）を行う。
- (4) 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、送付を受けた日から3日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる最終処分終了報告（法第12条の5第4項の規定による。）を行う。
- (5) 委託者は、委託者又は受託者が、正当な理由によってJWNETを利用できない場合には、産業廃棄物の搬出の際に、受託者に産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を交付する。この場合、委託者及び受託者は、法第12条の3の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。

## 10 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。

- (2) 業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (3) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (4) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

#### 11 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、本業務完了時には、完了届（別紙 3）を委託者へ提出するものとする。また、業務実施各月の翌月 10 日までに業務完了報告書（別紙 4）及び年間処理一覧表を委託者へ提出するものとする。但し、3 月分に関しては委託期間満了までに委託者へ提出するものとする。

また、環境負荷低減を目的として、再生利用実績報告書（別紙 5）を提出すること。

#### 12 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除された場合、契約解除時点で既に搬入済みの廃棄物の処分業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の処分の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

#### 13 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

#### 14 その他

- (1) 当該産業廃棄物を処理するための許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から 5 年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ISO 関係、ごみの資源化・減量、クラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (8) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法

令を遵守しなければならない。

(10) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

(11) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項の対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

< 表面 >

管理番号

### 廃棄物データシート(WDS)

- ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
- ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
- ※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年3月19日		記入者	伊藤 修治																											
2	排出事業者の名称等	名称	市川市	所属	道路交通部 道路安全課																											
		所在地	〒 272-0023 市川市南八幡2丁目20番2号	担当者	伊藤 修治	TEL 047-712-6353 FAX 047-712-6355																										
3	廃棄物の名称	汚泥																														
4	<input type="checkbox"/> 工程図等添付 廃棄物の発生工程	下水道施設、排水路、水質浄化施設及び側溝施設から清掃等の事業活動によって排出される汚泥																														
5	廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物  <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)																														
		特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>( ) アルキル水銀</td> <td>( ) トリクロロエチレン</td> <td>( ) 1,3-ジクロロプロペン</td> </tr> <tr> <td>( ) 水銀又はその化合物</td> <td>( ) テトラクロロエチレン</td> <td>( ) チウラム</td> </tr> <tr> <td>( ) カドミウム又はその化合物</td> <td>( ) ジクロロメタン</td> <td>( ) シマジン</td> </tr> <tr> <td>( ) 鉛又はその化合物</td> <td>( ) 四塩化炭素</td> <td>( ) チオベンカルブ</td> </tr> <tr> <td>( ) 有機燐化合物</td> <td>( ) 1,2-ジクロロエタン</td> <td>( ) ベンゼン</td> </tr> <tr> <td>( ) 六価クロム化合物</td> <td>( ) 1,1-ジクロロエチレン</td> <td>( ) セレン</td> </tr> <tr> <td>( ) 砒素又はその化合物</td> <td>( ) シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>( ) ダイオキシン類</td> </tr> <tr> <td>( ) シアン化合物</td> <td>( ) 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>( ) 1,4-ジオキサン</td> </tr> <tr> <td>( ) PCB</td> <td>( ) 1,1,2-トリクロロエタン</td> <td></td> </tr> </table>					( ) アルキル水銀	( ) トリクロロエチレン	( ) 1,3-ジクロロプロペン	( ) 水銀又はその化合物	( ) テトラクロロエチレン	( ) チウラム	( ) カドミウム又はその化合物	( ) ジクロロメタン	( ) シマジン	( ) 鉛又はその化合物	( ) 四塩化炭素	( ) チオベンカルブ	( ) 有機燐化合物	( ) 1,2-ジクロロエタン	( ) ベンゼン	( ) 六価クロム化合物	( ) 1,1-ジクロロエチレン	( ) セレン	( ) 砒素又はその化合物	( ) シス-1,2-ジクロロエチレン	( ) ダイオキシン類	( ) シアン化合物	( ) 1,1,1-トリクロロエタン	( ) 1,4-ジオキサン	( ) PCB
( ) アルキル水銀	( ) トリクロロエチレン	( ) 1,3-ジクロロプロペン																														
( ) 水銀又はその化合物	( ) テトラクロロエチレン	( ) チウラム																														
( ) カドミウム又はその化合物	( ) ジクロロメタン	( ) シマジン																														
( ) 鉛又はその化合物	( ) 四塩化炭素	( ) チオベンカルブ																														
( ) 有機燐化合物	( ) 1,2-ジクロロエタン	( ) ベンゼン																														
( ) 六価クロム化合物	( ) 1,1-ジクロロエチレン	( ) セレン																														
( ) 砒素又はその化合物	( ) シス-1,2-ジクロロエチレン	( ) ダイオキシン類																														
( ) シアン化合物	( ) 1,1,1-トリクロロエタン	( ) 1,4-ジオキサン																														
( ) PCB	( ) 1,1,2-トリクロロエタン																															
7	廃棄物の組成・成分情報  <input type="checkbox"/> 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																												
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	<input type="checkbox"/> その他主要成分																														
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>( ) 硫黄</td> <td>( ) 塩素</td> <td>( ) 臭素</td> </tr> <tr> <td>( ) ヨウ素</td> <td>( ) フッ素</td> <td>( ) 炭酸</td> </tr> <tr> <td>( ) 硝酸</td> <td>( ) 亜鉛</td> <td>( ) ニッケル</td> </tr> <tr> <td>( ) 銅</td> <td>( ) アルミ</td> <td>( ) アンモニア</td> </tr> <tr> <td>( ) ホウ素</td> <td>( ) アンチモン</td> <td>( ) その他 ( )</td> </tr> </table>					( ) 硫黄	( ) 塩素	( ) 臭素	( ) ヨウ素	( ) フッ素	( ) 炭酸	( ) 硝酸	( ) 亜鉛	( ) ニッケル	( ) 銅	( ) アルミ	( ) アンモニア	( ) ホウ素	( ) アンチモン	( ) その他 ( )											
( ) 硫黄	( ) 塩素	( ) 臭素																														
( ) ヨウ素	( ) フッ素	( ) 炭酸																														
( ) 硝酸	( ) 亜鉛	( ) ニッケル																														
( ) 銅	( ) アルミ	( ) アンモニア																														
( ) ホウ素	( ) アンチモン	( ) その他 ( )																														

9	水道水源における消毒副生成物前駆物質 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブromクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)			
	10 有害特性 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 参考	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(    °C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(    °C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化化合物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他(    )			
	11 廃棄物の物理的・化学的性状	形状 <input type="checkbox"/> 固形 <input checked="" type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 液状 → 粘性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 ) 臭気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 (臭気種類:    ) 色 (    ) 比重(    ) pH (    ) 沸点(    ) 融点(    ) 発熱量(    ) 水分(    %)			
12	品質安定性 経時変化( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 ) 有る場合は具体的に記入 (    )				
13	荷姿 <input type="checkbox"/> 容器 (    ) <input checked="" type="checkbox"/> 車両 (    ) <input type="checkbox"/> その他 (    )				
14	排出頻度 数量 頻度: ( <input type="checkbox"/> スポット <input checked="" type="checkbox"/> 継続予定 ) 数量: ( 400 ) <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> ㎥ <input type="checkbox"/> m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個 / <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 日				
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載			
	保護具	<input type="checkbox"/> ガスマスク着用 →ガスマスク種類 (    ) 吸収缶種類 (    ) <input type="checkbox"/> 保護手袋 <input type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他 (    )			
	応急処置	<input type="checkbox"/> 吸入時 → <input type="checkbox"/> 新鮮な空気の場所へ移動し安静にする <input type="checkbox"/> その他 (    ) <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 (    ) <input type="checkbox"/> 目に入った場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 (    ) <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水を飲ませ吐かせる <input type="checkbox"/> その他 (    )			
	漏洩時措置	除去方法: <input type="checkbox"/> 吸着マット・ほうき・スコップで回収する <input type="checkbox"/> その他 (    ) 除去作業時の注意: <input type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他 (    )			
	火災時措置 その他 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	水による消火 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 →消火方法 (    )			
16	その他の情報 SDS ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ) 分析表 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ) サンプル ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ) 有の場合 → <input type="checkbox"/> 均一 <input type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル 写真 ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ) その他 ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ) 具体的には → (    )				
<変更履歴/内容確認欄>					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考

## 速報レポート

お問い合わせ番号  
H36197901

株式会社 環境管理センター

市川市長 田中 甲 様

件名：側溝清掃汚泥分析業務委託

御依頼のありました、試料についての試験結果を次の通り報告します。

測定対象：市川市新井1丁目1番 外市川市内各所

試験項目	試験結果	単位	試験方法	定量下限値
試料名称	側溝清掃汚泥		試料種別	固体
採取年月日及び時間	2026年2月25日			
試料採取者	当社の北関東技術センター受取		受取年月日	2026年2月25日
【特記事項】	試料及び試料採取に関する事項は、依頼者より提供のあった事項について記載しています。 汚泥処理業務委託			
試験項目	試験結果	単位	試験方法	定量下限値
カドミウム (Cd)	<0.0003	mg/L	JIS K 0102-3 14.5 注1. ICP質量分析法(Cd換算)	0.0003
全シアン	<0.1	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表1 注1. 流れ分析法(CN換算)	0.1
有機りん農薬	<0.1	mg/L	JIS K 0102-4 7.2.1及び7.2.3 注1. 溶媒抽出 カスマトグラーフ(FPD)	0.1
鉛 (Pb)	0.002	mg/L	JIS K 0102-3 13.5 注1. ICP質量分析法(Pb換算)	0.001
クロム (VI) [Cr (VI)]	<0.005	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.1 注1. シニエリカルパシット吸光度分析法(CrVI換算)	0.005
ヒ素 (As)	0.001	mg/L	JIS K 0102-3 20.5 注1. ICP質量分析法(As換算)	0.001
総水銀	<0.0005	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表2 注1. 還元気化原子吸光法(Hg換算)	0.0005
アルキル水銀	<0.0005	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表3 注1. L-メチル抽出カスマトグラーフ(ECD)法(Hg換算)	0.0005
P C B	<0.0005	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表4 注1. 溶媒抽出-カスマトグラーフ(ECD)法(係数法)	0.0005
ジクロロメタン	<0.002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.002
テトラクロロメタン (四塩化炭素)	<0.0002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0002
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<0.0002	mg/L	平成9年環境庁告示第10号付表第2 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0004
1, 1-ジクロロエタン (1, 1-ジクロロエチレン)	<0.002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.002
cis-1, 2-ジクロロエタン (cis-1, 2-ジクロロエチレン)	<0.004	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0006
トリクロロエテン (トリクロロエチレン)	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
テトラクロロエテン (テトラクロロエチレン)	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
1, 3-ジクロロ-1-プロペン	<0.0002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法(シス体とトランス体の合計値)	0.0002
チウラム	<0.001	注2 mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表5 注1. 固相抽出-高速液体カスマトグラーフ法	0.0006
シマジン	<0.0003	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1 注1. 固相抽出-カスマトグラーフ-質量分析法	0.0003
チオベンカルブ	<0.002	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1 注1. 固相抽出-カスマトグラーフ-質量分析法	0.002
ベンゼン	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
セレン (Se)	<0.001	mg/L	JIS K 0102-3 26.4 注1. ICP質量分析法(Se換算)	0.001
【備考】	注1.平成3年環境庁告示第46号に従い作成した検液について分析。 注2.共存物質による測定妨害のため、定量下限値を変更しております。			



## 速報レポート

お問い合わせ番号  
H36198001

株式会社 環境管理センター

市川市長 田中 甲 様

件名：側溝清掃汚泥分析業務委託

御依頼のありました、試料についての試験結果を次の通り報告します。

測定対象：市川市新井1丁目1番 外市川市内各所

試験項目	試験結果	単位	試験方法	定量下限値
試験料名称	揚土回収汚泥		試験料種別	固体
採取年月日及び時間	2026年2月25日			
試験料採取者	当社の北関東技術センター受取		受取年月日	2026年2月25日
【特記事項】	試験料及び試験料採取に関する事項は、依頼者より提供のあった事項について記載しています。 汚泥処理業務委託			
試験項目	試験結果	単位	試験方法	定量下限値
カドミウム (Cd)	<0.0003	mg/L	JIS K 0102-3 14.5 注1. ICP質量分析法(Cd換算)	0.0003
全シアン	<0.1	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表1 注1. 流れ分析法(CN換算)	0.1
有機りん農薬	<0.1	mg/L	JIS K 0102-4 7.2.1及び7.2.3 注1. 溶媒抽出 カスマトグラーフ(FPD)	0.1
鉛 (Pb)	0.003	mg/L	JIS K 0102-3 13.5 注1. ICP質量分析法(Pb換算)	0.001
クロム (VI) [Cr (VI)]	<0.005	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.1 注1. シニフェルカルボニド吸光度分析法(CrVI換算)	0.005
ヒ素 (As)	0.002	mg/L	JIS K 0102-3 20.5 注1. ICP質量分析法(As換算)	0.001
総水銀	<0.0005	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表2 注1. 還元気化原子吸光法(Hg換算)	0.0005
アルキル水銀	<0.0005	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表3 注1. L-メチル抽出カスマトグラーフ(ECD)法(Hg換算)	0.0005
P C B	<0.0005	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表4 注1. 溶媒抽出-カスマトグラーフ(ECD)法(係数法)	0.0005
ジクロロメタン	<0.002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.002
テトラクロロメタン (四塩化炭素)	<0.0002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0002
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<0.0002	mg/L	平成9年環境庁告示第10号付表第2 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0004
1, 1-ジクロロエタン (1, 1-ジクロロエチレン)	<0.002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.002
cis-1, 2-ジクロロエタン (cis-1, 2-ジクロロエチレン)	<0.004	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0006
トリクロロエテン (トリクロロエチレン)	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
テトラクロロエテン (テトラクロロエチレン)	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
1, 3-ジクロロ-1-プロペン	<0.0002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法(ジシステムとトランス体の合計値)	0.0002
チウラム	<0.0006	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表5 注1. 固相抽出-高速液体カスマトグラーフ法	0.0006
シマジン	<0.0003	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1 注1. 固相抽出-カスマトグラーフ-質量分析法	0.0003
チオベンカルブ	<0.002	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1 注1. 固相抽出-カスマトグラーフ-質量分析法	0.002
ベンゼン	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
セレン (Se)	<0.001	mg/L	JIS K 0102-3 26.4 注1. ICP質量分析法(Se換算)	0.001
【備考】	注1.平成3年環境庁告示第46号に従い作成した検液について分析。			



## 事業の透明性に係る情報項目

	情報項目	適用		備考
		収集 運搬	処分	
1	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○	中間処理施設、最終処分場について作成
2	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程		○	中間処理施設、最終処分場について作成
3	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○		産業廃棄物の種類ごと
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○	産業廃棄物の種類ごと
4	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		○	焼却・廃石綿等溶融・PCB処理、最終処分の場合
5	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		○	焼却の場合

- ・「5. 産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物が対象
- ・詳細については、「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル（改訂令和2年10月）環境省」を参照すること。

# 完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） \_\_\_\_\_

2. 施行（納入）場所 \_\_\_\_\_

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円  
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

## 業務完了報告書（第 期支払分）

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名

印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） \_\_\_\_\_
2. 施行（納入）場所 \_\_\_\_\_
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 支払期委託金額 金 \_\_\_\_\_ 円
5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで
6. 支払期業務期間に  
おける完了年月日 令和 年 月 日
7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり

産業廃棄物 再生利用実績報告書

報告日

委託者名

契約期間

処理業者

処理施設名称

再生利用実施状況

廃棄物の種類	受入量 (t)	再生利用量 (t)	残渣・最終処分量 (t)	再生利用率 (%)	再生利用の手法
合計	0.0	0.0	0.0		